

○地方行政委員会

內閣提出法律案（二件）

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

四

本法律案は、社会経済情勢の変化等に即応した税制全般にわたる改革の一環として住民負担の軽減及び合理化等を行おうとするものであるが、衆議院において勤労者財産形成住宅貯蓄等に係る住民税の利子割を非課税とすること、利子割の改正の施行を昭和六十三年四月一日とすること等

の修正が行われており、その主な内容は次のとおりである。
一、個人の道府県民税及び市町村民税について、税率の累進構造の緩和を図るため、両税を合わせた最低税率を五%（現行四・五%）、最高税率を一六%（現行一八%）、税率の適用課税所得区分を七段階（現行十四段階）とする。
なお、これらの改正は昭和六十三年度及び六十四年度に実施する。

二、個人の道府県民税及び市町村民税について、昭和六十

三年度から基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額をそれぞれ二十八万円（現行二十六万円）に引き上げるほか、前年の合計所得金額が八百万円以下の者の配偶者について十四万円を限度（配偶者に所得がある場合に調整）とする配偶者特別控除を創設する。

三、道府県民税及び市町村民税について、昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十日までの間に、個人が所有期間二年以下の超短期所有の土地等の譲渡をした場合、その事業所得等につき現行より重課する制度を設ける。

四、道府県民税において、昭和六十三年度から老人、母子家庭、障害者、勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財產形成年金貯蓄に対する利子非課税制度に係るものと除く利子等及び金融類似商品の収益について利子割を設け、

その税率を5%とするほか、個人に係る利子割額に相当する額の五分の三を都道府県から市町村に対し交付することとする。

五、事業税について、配偶者に係る白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を昭和六十三年度から六十万円（現行四十五万円）に引き上げる。

六、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について、昭和六十一年度に講じられた税率等の特例措置を昭和六十三年三月三十日まで延長する。

以上のほか、道府県民税及び市町村民税、電気税等において所要の措置を講じる。

なお、施行期日は、昭和六十三年度分及び六十四年度以後の年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割の税率改正、基礎控除・配偶者控除・扶養控除の額の引き上げ、配偶者特別控除の創設、超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例、道府県民税利子割に関する改正等については昭和六十三年四月一日、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の税率等の特例措置の延長については昭和六十二年十月一日である。

委員長報告

次ページ参照

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和六十二年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第一項の規定により算定した額（所得税、法人税及び酒税の収入見込額は一般会計の当初予算に計上された額とし、昭和六十一年度精算分のうち加算する額は五千七百六億円とする。）十兆二千二十六億八千七百万円

に、交付税及び譲与税配付金特別会計剰余金の活用額五百十億円及び特例措置額三千三百十七億八千万円を加算した額から借入金等利子充当分三千四百六十一億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十兆二千三百九十三億六千七百万円となる。）。

二、基準財政需要額の算定方法を改正し、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ等に伴い増加する経費に対しそ要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引き上げ、老人保健施策等高齢化への対応に係る経費の充実等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善、教育施設の整備、私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施

設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、消防救急対策、公害対策等に要する経費、地域の活性化の促進に要する経費、国際化への対応に要する経費の財源を措置するとともに、投資的経費について、地方債振替後の所要経費の財源を措置し、また、昭和六十二年度の補正予算により増額された公共事業等に要する経費について所要の措置を講ずることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案は、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、補正予算に基づく追加公共事業等の実施のための一般財源所要額三千五百億円を地方交付税の総額として増額すること、後年度の総額についても所要の加算措置を講ずること、また、国庫補助負担率の引き下げ、生活保護基準の引き上げ、公共事業の追加等に伴つて必要となる経費の財源を措置するため、基準財政需要額の算定方法を改正すること等を主

な内容とするものであります。

次に地方税法の一部を改正する法律案は、個人の住民税について中堅所得者層を中心とした負担の軽減合理化を図る観点から、税率構造の緩和、基礎控除額等の引き上げを行うとともに、配偶者特別控除の創設を行うこと、道府県民税において、老人等に対する利子非課税制度に係るものと除く利子等について利子割を設け、その税率を5%とするほか、個人に係る利子割額に相当する額の五分の三を都道府県から市町村に交付すること、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の税率等の特例措置の延長を行うこと等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府の趣旨説明及び地方税法改正案について衆議院における修正の趣旨説明を聴取した後、以上両法律案を一括議題として審議をすすめ、地方交付税総額の安定確保、地方財政対策の補正措置、地方財政における公債費負担の増嵩問題、固定資産税の評価替えと負担調整、住民税の課税最低限と非課税限度額との関連等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案による地方税法改正案に

対する修正案について、提案者を代表して佐藤委員より趣旨説明が行われました。

次いで、両法律案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して佐藤委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、民社党・国民連合を代表して拔山委員より、それぞれ地方交付税法改正案及び地方税法改正案に反対、修正案に賛成、自由民主党を代表して出口委員より地方交付税法改正案及び地方税法改正案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して神谷委員より地方交付税法改正案、地方税法改正案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、地方交付税法改正案について採決を行いましたところ、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、地方税法改正案について採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。